

一般競争入札公告（製造請負工事：建設工事）

下記の工事について、つぎのとおり一般競争入札を実施いたしますので、参加を希望する場合には、関係書類を作成のうえ提出してください。

平成31年2月6日

事業主体

熊本県菊池郡大津町岩坂475-1

株式会社九州野菜育苗センター

代表取締役 竹内宏典



記

1.競争入札に関する事項

- (1)事業主体:株式会社九州野菜育苗センター
- (2)補助事業名:平成30年度産地パワーアップ事業（平成29年度補正）
- (3)工事名:株式会社九州野菜育苗センター種苗生産供給施設建設工事
- (4)工事概要:耐候性ハウス一式
- (5)工事場所:熊本県菊池市出田字西面ノ上1030番地他
- (6)完成期日:平成31年10月31日

この入札については、契約に係る繰越明許費について、菊池市議会の議決及び菊池市の繰越承認を得るまでの間、工期を平成31年3月29日までとし、承認が得られた場合には、平成31年10月31日まで工期の延長を行う。

ただし、菊池市議会の議決及び菊池市の繰越承認が得られない場合は、その時点に応じ、次のとおり取り扱う場合がある。

- ・開札前・・・・・・・・・・・・・・・・開札を中止する。
- ・開札後契約締結前・・・・・・・・契約を締結しない。
- ・契約締結後・・・・・・・・・・・・契約を解除する。

この工事には、部分竣工を行う工事が含まれており、上記の承認が得られた場合には、部分竣工の工期を平成31年6月30日までとする。なお、部分竣工を行う箇所については、設計図書参照のこと。

- (7)入札保証金及び契約保証金の有無:入札保証金、契約違約金及び違約金は無
- (8)最低制限価格の有無:無
- (9)前払金の有無:無

2.競争参加資格

- (1)予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること（別紙「申立書」を提出すること）。
- (2)経常利益が直近3ヶ年間連続して赤字でない者であること。
- (3)申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に農林水産省及び関係機関から指名停止処分を受けていないこと。

- (4)過去一年間、会計検査院から不当事項として指摘された工事等に関与していない（又は関与していた）ことを申し立てること（別紙「申立書」を提出すること）。
- (5)ハウス（10,000㎡以上）の建設実績を有し、実施計画を適正に行うことができ、かつ、適正な現場代理人を配置できる者であること。
- (6)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第6号）に規定する暴力団員又は法人ではなく、かつ、その役員が暴力団関係者でないこと。
- (7)上記(1)から(6)までに掲げる条件を満たした場合であっても、入札説明書に定める書類が提出されないとき、または不備がある場合には参加資格を認めない。

3.入札説明書及び関連書類の交付

(1)交付期間

平成31年2月6日（水曜日）から平成31年2月20日（水曜日）12時00分までの土日祝日を除いた8時30分から12時00分までと、13時00分から17時00分まで。

(2)交付場所

交付を希望する者は、下記に来場して請求してください。

〒869-1222熊本県菊池郡大津町岩坂475-1

株式会社九州野菜育苗センター担当者：小鮎（こぶな）

4.一般競争入札参加資格審査申請書の提出期間及び提出先

入札参加希望者は事前に一般競争入札参加資格審査申請書を提出してください。

(1)提出期間

平成31年2月6日（水曜日）から平成31年2月20日（火曜日）12時00分までの土日祝日を除いた8時30分から12時00分までと、13時00分から17時00分まで。

(2)提出先と提出方法は、下記に持参してください。

〒869-1222熊本県菊池郡大津町岩坂475-1

株式会社九州野菜育苗センター担当者：小鮎（こぶな）

5.入札及び開札の日時及び場所

入札参加者は、入札書を持参のうえ、所定の日時及び場所において提出してください。

(1)日時：平成31年2月22日（金曜日）午前10時00分

(2)場所：菊池市中央公民館 小研修室(1)

〒861-1331熊本県菊池市隈府872番地

(3)落札者の決定：入札回数は3回までとし、予定価格内の入札のうち最低価格の者を落札者とします。ただし、3回目の入札でも目標価格に達しない場合は、不調として競争入札を終了します。落札者の決定段階では契約の予約が成立し、契約書に双方記名押印した時に完全に契約が成立するものとします。

6.入札の無効

本公告に示した入札参加資格の無い者の入札、及び、入札条件に違反した入札は、無効とします。

7.苦情申立て

本手続きにおける競争参加資格の確認その他の手続きに関し、当事業主体に対し苦情申し立てを行うことができます。

以上